

○災害拠点病院の指定について（天理よろづ相談所病院）

1. 災害拠点病院

災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う医療機関。

・基幹災害拠点病院・・・原則として県に1カ所（県立医科大学附属病院）

・地域災害拠点病院・・・原則として二次医療圏ごとに1カ所

奈良：奈良県総合医療センター、市立奈良病院

東和：済生会中和病院、天理よろづ相談所病院

西和：近畿大学奈良病院

中和：大和高田市立病院

南和：南奈良総合医療センター

2. 東和医療圏の状況

現在、東和医療圏では、桜井市の中心部に位置する済生会中和病院が災害拠点病院の指定を受けているが、天理よろづ相談所病院を災害拠点病院に指定することで、天理市や磯城郡における災害医療体制のさらなる充実が見込める。また、東和医療圏には、奈良盆地東縁断層帯があり、東縁断層帯地震発生時には相当の被害が想定されるため、複数の病院による相互補完機能が必要である。

なお、「地域災害拠点病院」は原則として二次医療圏ごとに1カ所整備することが必要（平成24年3月21日付け厚生労働省医政局通知「災害時における医療体制の充実について」（医政発0321第2号））とされているが、医療圏に2カ所以上認めないということではなく、拠点的役割を果たす医療機関が複数必要と県で判断すれば、指定は可能である。

加えて、天理よろづ相談所病院からも、災害拠点病院への指定の要望がある。

3. 天理よろづ相談所病院の状況

耐震構造や災害時に多発する重篤救急患者の救命医療診療設備などの施設及び設備、災害発生時の傷病者等受入及び派出体制などの体制について、災害拠点病院指定要件を満たす。また、令和5年12月からDMAT指定病院に指定している。

4. 指定について

公益財団法人天理よろづ相談所より、天理よろづ相談所病院の指定申請があり、指定要件を満たす場合、令和8年4月1日より、地域災害拠点病院に指定したい。

災害拠点病院の指定にかかる審査概要（案）

指定要件：平成24年3月21日付け医政発0321第2号 厚生労働省医政局通知

1. 必須事項

（天理よろづ相談所病院）

要件	判定	備考
1. 運営について		
① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。	○	
② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。	○	
③-1 災害派遣医療チーム（DMAT）を保有し、その派遣体制があること。	○	12名2チーム
③-2 災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。	○	
④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。	○	第二次救急医療機関
⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。	○	
⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。	○	
⑦-1 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。	○	県主催の訓練に積極的に参加。今後地域の病院等とも訓練を実施予定。
⑦-2 災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	○	地域の病院と、患者搬送等に関する協議を実施している。

1. 必須事項

(天理よろづ相談所病院)

要件	判定	備考
2. 施設について		
① 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けること。	○	
② 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。	○	診療行為を行う東西棟、外来棟は耐震構造である。
③-1 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。	○	
③-2 自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。	○	
③-3 平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。	○	
④ 浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること。	-	区域外
⑤ 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。	○	容量3日分の受水槽を有する。
3. 設備について		
①-1 衛星電話を保有していること。	○	
①-2 衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。	○	
② 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。（情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。）	○	
③ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備を有すること。	○	
④ 患者の多数発生時用の簡易ベッドを有すること。	○	ストレッチャーを簡易ベッドの代替物として使用可能
⑤ 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等を有すること。	○	
⑥ トリアージ・タッグを有すること。	○	

1. 必須事項

(天理よろづ相談所病院)

要件	判定	備考
4. 備蓄について		
①-1 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。	○	
①-2 食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。 (医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)	○	今後、拡充予定
5. 離着陸場について		
①-1 原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。 病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車両を有すること。	○	病院近接地に離着陸場を確保 (豊田東駐車場)
①-2 ヘリコプターの離着陸場は、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。	○	平時より場外離着陸場として使用
6. 医療チームの派遣について		
①-1 DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。	○	
①-2 車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。	○	

その他の状況

2. 望ましい事項

項目	判定	備考
1. 運営について		
① ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。	○	2名在籍
2. 施設について		
① 災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましいこと。	○	ストレッチャーをベッドとして利用可能。
② 病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましいこと。	△	南病棟の一部エリアが未耐震であるが、南病棟の機能を外来診療棟及び東・西病棟へ移管中（R10年頃完了予定）
③ 少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備（井戸設備を含む。）を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。	○	容量3日分の受水槽を有する。
3. 設備について		
① 災害時における通信手段は複数保有していることが望ましいこと。	○	衛星携帯電話、衛星電話、スターリンク
4. 備蓄について		
① 備蓄については、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましいこと。	○	
5. 離着陸場について		
① ヘリコプターの離着陸場は、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。	×	非公共用ヘリポートではない。

奈良県「災害拠点病院」・「DMAT指定病院」一覧

R8.3.19

